

○伊丹市地域包括支援センター運営協議会条例施行規則

伊丹市地域包括支援センター運営協議会条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、伊丹市地域包括支援センター運営協議会条例（平成27年伊丹市条例第 4 号）第 5 条の規定に基づき、伊丹市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

**第 2 条** 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 3 条** 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第 4 条** 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第 5 条** 協議会の庶務は、健康福祉部地域福祉室介護保険課において処理する。

(細則)

**第 6 条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。